

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第六十四条・第六十五条)」を「(第六十四条―第六十五条)」に改める。

第九条及び第十四条中「その取下げ」の下に「出願公開の請求」を加える。

第十七条の三中「以内」の下に「(出願公開の請求があつた後を除く。)」を加える。

第二十九条第一項第一号及び第二号中「日本国内」の下に「又は外国」を加え、同項第三号中「頒布」を「頒布」に改め、「発明」の下に「又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」を加える。

第三十条第一項中「発表し」の下に「電気通信回線を通じて発表し」を加え、「発明について」を「発明は」に、「特許出願をしたときは、その発明は、同項各号」を「した特許出願に係る発明について」の同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号」に改め、同条第二項及び第三項中「発明について」を「発明も」に、「特許出願をしたときも」を「した特許出願に係る発明についての同

条第一項及び第二項の規定の適用については」に改め、同条第四項中「特許出願に係る発明について」を削り、「その特許出願に係る」を「第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた」に、「に規定する」を「の規定の適用を受けることができる」に改める。

第四十四条に次の一項を加える。

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十条第四項、第四十一条第四項又は第四十三条第一項及び第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第四十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。

第四十六条第二項中「七年」を「三年」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第四十八条の三第一項中「七年」を「三年」に改める。

第六十四条第一項に後段として次のように加える。

次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。

第六十四条の次に次の二条を加える。

(出願公開の請求)

第六十四条の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

一 その特許出願が出願公開されている場合

二 その特許出願が第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願であつて、第四十三条第二項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する書類及び第四十三条第五項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面が特許庁長官に提出されていないものである場合

三 その特許出願が外国語書面出願であつて第三十六条の二第二項に規定する外国語書面の翻訳文が特許庁長官に提出されていないものである場合

2 出願公開の請求は、取り下げることができない。

第六十四条の三 出願公開の請求をしようとする特許出願人は、次に掲げる事項を記載した請求書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 出願公開の請求に係る特許出願の表示

第六十五条第五項中「、第百四条及び第百五条」を「及び第百四条から第百五条の二まで」に改める。

第六十七条第二項中「二年以上できなかった」を「できない期間があつた」に改める。

第六十七条の二第一項第三号中「二年以上」を削り、同条第三項中「満了前六月以後」を「満了後」に改め、同条第六項中「事項」の下に「並びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月の前日までに同条第二項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない

らない。

一 出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許番号

三 第六十七条第二項の政令で定める処分

2 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後に特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

3 第一項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならぬ。

第六十七条の三第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「前条第四項」を「第六十七条の二第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「前項の査定」を「特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決」に改め、同条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特許権の存続期間の延長登録の出願の番号及び年月日

第七十一条第三項を次のように改める。

3 第三百三十一条第一項及び第二項本文、第三百三十二条第一項及び第二項、第三百三十三条の二、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条、第三百三十六條第一項及び第二項、第三百三十七條第二項、第三百三十八條、第三百三十九條（第六号を除く。）、第三百四十條から第三百四十四條まで、第三百四十四條の二第一項及び第三項から第五項まで、第三百四十五條第二項から第五項まで、第三百四十六條、第三百四十七條第一項及び第二項、第三百五十條第一項から第五項まで、第三百五十一條から第三百五十四條まで、第三百五十五條第一項、第三百五十七條並びに第三百六十九條第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定に準用する。この場合において、第三百三十五條中「審決」とあるのは「決定」と、第三百四十五條第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同條第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第三百五十一條中「第三百四十七條」とあるのは「第三百四十七條第一項及び第二項」と、第三百五十五條第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。

第七十一条に次の一項を加える。

4 前項において読み替えて準用する第三百三十五条の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第七十一条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二 特許庁長官は、裁判所から特許発明の技術的範囲について鑑定の嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 第三百三十六条第一項及び第二項、第三百三十七条第二項並びに第三百三十八条の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第四百四条の次に次の一条を加える。

(具体的態様の明示義務)

第四百四条の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、特許権者又は専用実施権者が侵害の行為を組成したものと主張する物件又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相

当の理由があるときは、この限りでない。

第二百五条の見出しを「(書類の提出等)」に改め、同条中「申立」を「申立て」に改め、「対し、」の下に「当該侵害行為について立証するため、又は」を加え、同条に次の二項を加える。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 前二項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第二百五条の次に次の二条を加える。

(損害計算のための鑑定)

第二百五条の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(相当な損害額の認定)

第五十五条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

第一百七条第一項の表中「千四百円」を「千円」に、「二千円」を「千六百元」に、「四千二百円」を「三千二百円」に、「八千四百円」を「六千四百円」に改める。

第一百九条を次のように改める。

(特許料の減免又は猶予)

第一百九条 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者又はその相続人

二 その特許発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

第百十六條の次に次の一條を加える。

(審判書記官)

第百十六條の二 特許庁長官は、各特許異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

2 第百四十四條の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

第百二十條の四第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第百二十六條第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合は」とあるのは、「特許異議の申立てにおいては、特許異議の申立てがされていない請求項についての訂正であつて、第百二十條の四第二項ただし書第一号又は第二号の場合は」と読み替えるものとする。

第百三十四條第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第二百二十六条第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合は」とあるのは、「第二百二十三条第一項の審判においては、同項の審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第二百三十四条第二項ただし書第一号又は第二号の場合は」と読み替えるものとする。

第二百四十四条の次に次の一条を加える。

(審判書記官)

第二百四十四条の二 特許庁長官は、各審判事件（第六十二条の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第六十四条第三項の規定による報告があつたものに限る。）について審判書記官を指定しなければならない。

2 審判書記官の資格は、政令で定める。

3 特許庁長官は、第一項の規定により指定した審判書記官が審判に関与することに故障があるときは、その指定を解いて他の審判書記官を指定しなければならない。

4 審判書記官は、審判事件に関し、調書の作成及び送達に関する事務を行うほか、審判長の命を受けて、その他の事務を行う。

5 第三百三十九条（第六号を除く。）及び第四百四十条から前条までの規定は、審判書記官に準用する。この場合において、除斥又は忌避の申立てに係る審判書記官は、除斥又は忌避についての審判に関与することができない。

第四百四十七条第一項中「特許庁長官が指定する職員は、審判長の命を受けて」を「審判書記官は」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審判書記官は、前項の調書の作成又は変更に関して審判長の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

第四百五十条第四項中「申立」を「申立て」に改め、「審判官」の下に「及び審判書記官」を加える。

第四百五十九条第三項中「第五十一条」の下に「及び第六十七条の三第二項」を加える。

第四百六十八条に次の二項を加える。

3 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その特許権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。

第百八十四条の九第一項中「優先日から一年六月を経過した時又は」及び「時のいずれか遅い時の」を削る。

第百八十四条の十第一項中「（優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した後）」及び「（優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後特許権の設定の登録前）」を削る。

第百八十四条の十二第三項中「以内」の下に「（第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求のあつた国際特許出願であつて国際公開がされているものについては、出願審査の請求があつた後を除く。）」を加える。

第百八十四条の十四中「国際特許出願に係る発明について」を削り、「者」を「国際特許出願の出願人」に、「その国際特許出願に係る」を「第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた」に、「同条第

一項」を「第三十条第一項」に、「に規定する」を「の規定の適用を受けることができる」に改める。

第九十条中「職員」の下に「又は審判書記官」を加える。

第九十五条の二を次のように改める。

(出願審査の請求の手数料の減免)

第九十五条の二 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者又はその相続人

二 その発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

第九十九条第二項中「事件の」の下に「判定の謄本が送達され、又は」を加え、「又は審決」を「若

しくは審決」に改める。

第二百一条第二号中「各本条」を「一億円以下」に改める。

第二百二条中「第一百五十一条」の下に「第七十一条第三項、」を加える。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第二号中「日本国内」の下に「又は外国」を加え、同項第三号中「頒布」を「頒布」に改め、「考案」の下に「又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた考案」を加える。

第十条に次の二項を加える。

8 第一項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな実用新案登録出願について第八条第四項又は次条第一項において準用する特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第一項及び第二項(次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな実用新案登

録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

9 前項の規定は、第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第二十六条中「、第七十一条」を「から第七十一条の二まで」に改める。

第三十条中「第百五条（書類の提出）及び第百六条（信用回復の措置）」を「第百四条の二から第百六条まで（具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置）」に改める。

第三十一条第一項の表中「九百円」を「七百元」に、「千八百円」を「千四百円」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（登録料の減免又は猶予）

第三十二条の二 特許庁長官は、第三十一条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

第三十三条中「前条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第三十六条において準用する特許法第九百九条」を「前条」に改める。

第三十六条中「第九百九条（特許料の減免又は猶予）及び」を削る。

第四十条に次の二項を加える。

3 裁判所は、実用新案権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その実用新案権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。

第五十四条第九項を次のように改める。

9 特許庁長官は、自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価の請求をする者がその実用新案登録出願に係る考案若しくは登録実用新案の考案者又はその相続人である場合において、貧困により第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料を納付する資

力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除することができる。

第五十九条第二項中「事件の」の下に「判定の謄本が送達され、又は」を加える。

第六十一条第二号中「各本条」を「三千万円以下」に改める。

第六十二条中「第四十一条」を「第二十六条において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十一条」に、「特許法第七十四条第三項」を「同法第七十四条第三項」に改める。

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「頒布」を「頒布」に改め、「記載された意匠」の下に「又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠」を加える。

第四条第一項中「意匠について」を「意匠は」に、「意匠登録出願をしたときは、その意匠は、同項第一号」を「した意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号」に改め、同条第二項中「意匠について」を「意匠も」に、「意匠登録出願をしたときも」

を「した意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については」に改め、同条第三項中「意匠登録出願に係る意匠について」を削り、「その意匠登録出願に係る」を「第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた」に、「同項に規定する」を「前項の規定の適用を受けることができる」に改める。

第十条の二に次の一項を加える。

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第四条第三項又は第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時の特許庁長官に提出されたものとみなす。

第十三条第五項中「第十条の二第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十五条第三項を次のように改める。

3 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定の嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十一条の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第四十一条中「第百五条（書類の提出）及び第百六条（信用回復の措置）」を「第百四条の二から第百六条まで（具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置）」に改める。

第七十二条第二項中「査定又は審決」を「判定の謄本が送達され、又は査定若しくは審決」に改める。

第七十四条第二号中「各本条」を「三千万円以下」に改める。

第七十五条中「第五十二条」を「第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条」に、「特許法第七十四条第三項」を「同法第七十四条第三項」に改める。

（商標法の一部改正）

第四条 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第十条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九条第二項又は第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（第十三条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第十一条第五項中「前条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十二条第三項中「及び」の下に「第三項並びに」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（出願公開）

第十二条の二 特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、出願公開をしなければならない。

2 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行ふ。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項については、当該事項を商標公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、当該事項を商標公報に掲載しない。

あると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録出願の番号及び年月日

三 願書に記載した商標（第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。第十八条第三項第三号及び第二十七条第一項において同じ。）

四 指定商品又は指定役務

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第二章中第十三条の次に次の一条を加える。

（設定の登録前の金銭的請求権等）

第十三条の二 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求権は、商標権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。
- 3 第一項の規定による請求権の行使は、商標権の行使を妨げない。
- 4 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第四十三条の三第二項の取消決定が確定したとき、又は第四十六条の二第一項ただし書の場合を除き商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。
- 5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第五十五条、第五十五条の二及び第六十六条並びに民法第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「商標権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。

第十八条第三項第三号中「（第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。第二

十七条第一項において同じ。」を削る。

第二十八条第三項を次のように改める。

3 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 特許庁長官は、裁判所から商標権の効力について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十一条の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第三十九条中「、第二百五条（書類の提出）及び第百六条（信用回復の措置）」を「及び第百四条の二から第百六条まで（具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置）」に改める。

第四十条第一項中「この条、第四十一条の二、第六十五条の七及び別表において」を削る。

第四十三条の五の次に次の一条を加える。

（審判書記官）

第四十三條の五の二 特許庁長官は、各登録異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。
い。

2 第五十六條第一項において準用する特許法第四百四十四條の二第二項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

第六十五條第三項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第六十八條第一項中「並びに第十三條第一項」を、「第十二條の二、第十三條第一項並びに第十三條の二」に、「読み替える」を、「第十三條の二第五項中「第三十七條」とあるのは「第六十七條（第一号に係る部分を除く。）」と読み替える」に改め、同條第三項中「第二十八條」を「第二十八條の二」に改める。

第六十八條の二に次の一項を加える。

2 商標登録出願をした者は、前項の規定にかかわらず、第四十條第一項又は第四十一條の二第一項の規定による登録料の納付と同時に、商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正をすることができる。

第六十九條中「についての」の下に「第十三條の二第四項（第六十八條第一項において準用する場合を

含む。）、」を加え、「第七十五条第二項第一号」を「第七十五条第二項第四号」に改める。

第七十条第一項中「第三十八条第二項」を「第三十八条第三項」に改める。

第七十一条第一項第一号中「消滅」の下に「回復」を加える。

第七十五条第二項中第四号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願の放棄、取下げ若しくは却下

二 出願公開後における商標登録出願により生じた権利の承継

三 出願公開後における願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標若しくは防護標章登録を受けようとする標章についてした補正

第八十一条第二項中「事件の」の下に「判定の謄本が送達され、又は」を加え、「又は審決」を「若しくは審決」に改める。

第八十二条第二号中「各本条」を「一億円以下」に改める。

第八十三条中「第四十三条の八」を「第二十八条第三項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十三条の八」に、「特許法第七十四条第三項」を「同法第七十四条第三項」に改める。

附則第二十九条中「又は人に対し、」を「に対して一億円以下の罰金を、その人に対して」に改める。

第五条 商標法の一部を次のように改正する。

「第七章 防護標章（第六十四条―第六十章）
第七章の二 マドリッド協定の議定書に

目次中「第七章 防護標章（第六十四条―第六十八条）」を 第一節 国際登録出願（第六十八条の

第二節 国際商標登録出願に係る特例

第三節 商標登録出願等の特例（第六

八条）

基づく特例

二一第六十八条の八)

に、「第六十八条の二」を「第六十八条の四十」に改める。

(第六十八条の九―第六十八条の三十一)

十八条の三十二―第六十八条の三十九) 」

第十六条中「審査官は、」の下に「政令で定める期間内に」を加える。

第六十八条の二を第六十八条の四十とし、第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例

第一節 国際登録出願

(国際登録出願)

第六十八条の二 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する外国人であつて標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書(以下「議定書」という。)(第二条(1)に規定する国際登録(以下「国際登録」という。))を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第二条(2)に規定する出願(以下「国際登録出願」という。))をしなければならない。この場合において、通商産業省令で定める

要件に該当するときには、二人以上が共同して国際登録出願をすることができる。

一 特許庁に係属している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願（以下「商標登録出願等」という。）

二 自己の商標登録又は防護標章登録（以下「商標登録等」という。）

2 国際登録出願をしようとする者は、通商産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な書面を提出しなければならない。

3 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 国際登録出願に係る商標の保護を求める議定書の締約国の国名

二 国際登録出願に係る商標の保護を求める商品又は役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

4 国際登録出願に係る商標又は標章について議定書第三条(3)の規定の適用を受けようとする者は、その旨及び付した色彩又はその組合せを願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標登録出願等に係る商標若しくは標章又は登録商標若しくは登録防護標章の写しを願書に添付しなければならない。